

国民健康保険・後期高齢者医療の保険税(料)等が改定されました

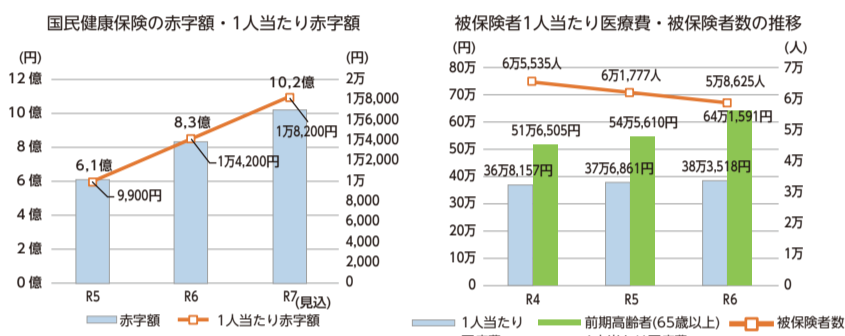
国保年金課▷国民健康保険に加入の方…☎963-9146
▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170、子ども・子育て支援金制度について…こども家庭庁コールセンター☎0120-303-272、☎119350・8350

令和8年度から
子ども・子育て支援金制度
が始まりました

社会全体で子育てを支えるため、全世代、全経済主体から拠出を求める仕組みとして、令和8年度からすべての医療保険者が「子ども・子育て支援納付金」を保険税(料)として徴収することになります。この支援納付金は児童手当の拡充、妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援策の拡充にかかる財源の一部に活用されます。

国民健康保険にご加入の方へ

市の国民健康保険は、高齢化の進展や医療技術の高度化などに伴い、1人当たりの医療費が年々増加する一方で、被保険者の減少により保険税収入が減少し、赤字財政が続いています。これまで被保険者の皆さんの保険税負担を緩和するため、例外的に一般会計からの繰入金(法定外繰入金)で収入不足を補ってきましたが、県国保運営方針において令和8年度までの赤字解消が求められています。



1. なぜ保険税を引き上げざるを得ないのか

国保財政の持続的かつ安定的な運営を行うため、令和8年度までに赤字を解消し、その後は県内の保険税水準の統一(県内どこに住んでいても保険税の負担が同じ)を目指しています。赤字の解消には、本市の保険税率と埼玉県が示す本市の市町村標準保険税率との差をなくし、必要となる税収を確保することにより収支均衡を図ることが必要となります。

2. 国民健康保険は被保険者の皆さんにより支えられています。

医療費の節減、保険税の期限内納付にご協力を!

被保険者の皆さんが健康を維持し、医療の適正な利用を心がけることが、医療費の節減と国保財政の健全化につながります。病気の予防と早期発見のため、年1回の特定健診やがん検診を受診しましょう。

保険税は医療費を賄うための大切な財源です。期限内の納付をお願いします。特別な事情などで納付が困難な場合はご相談ください。令和8年度の納税通知書は6月中旬に発送します。



後期高齢者医療制度にご加入の方へ

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年ごとに見直すこととされており、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会にて議決され決定します。

なぜ保険料を引き上げざるを得ないのか

すべての国民が医療保険制度を公平に支えあう仕組みとするため、令和6年度から算定方法が見直され、後期高齢者負担率が増加し、出産育児一時金に係る費用の緩和措置が終了しました。また、医療技術の高度化等の影響により1人当たり医療給付費が大きく増加しています。

保険料率等

区分	令和7年度	令和8年度	改定幅	
基礎賦課分(医療分)	所得割率	9.03%	9.49%	+0.46ポイント
	均等割額	4万5,930円	5万2,370円	+6,440円
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	-	0.25%	皆増
	均等割額	-	1,330円	皆増
合計	所得割率	9.03%	9.74%	+0.71ポイント
	均等割額	4万5,930円	5万3,700円	+7,770円

保険税率等

区分	令和7年度	令和8年度	改定幅	
基礎課税分(医療分)	所得割率	7.50%	8.11%	+0.61ポイント
	均等割額	3万1,900円	4万9,315円	+1万7,415円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.50%	2.83%	+0.33ポイント
	均等割額	1万1,500円	1万7,086円	+5,586円
介護納付金分	所得割率	2.20%	2.44%	+0.24ポイント
	均等割額	1万2,000円	1万7,325円	+5,325円
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	-	0.30%	皆増
	均等割額	-	1,978円	皆増
合計	所得割率	12.20%	13.68%	+1.48ポイント
	均等割額	5万5,400円	8万5,704円	+3万304円

* 子ども・子育て支援納付金分の均等割額には、18歳以上均等割額(151円)を含む
* 18歳未満の方は子ども・子育て支援納付金分の均等割額が10割軽減されます

賦課限度額

区分	令和7年度	令和8年度	改定幅
基礎課税分(医療分)	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	-
子ども・子育て支援納付金分	-	3万円	皆増
合計	106万円	112万円	+6万円

均等割額にかかる軽減判定の基準所得額等

世帯主および16歳以上の被保険者の方全員の前年中の所得申告が必要です。まだ申告をしていない方は速やかにご申告ください。なお、軽減判定は自動で行い、該当世帯については軽減後の税額が通知されます。

均等割額軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額が下記の金額以下の世帯	
	令和7年度	令和8年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	
5割軽減	43万円+30万5,000円×(被保険者等の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+31万円×(被保険者等の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
2割軽減	43万円+56万円×(被保険者等の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+57万円×(被保険者等の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

* 被保険者等の数は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、以後、世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方も含みます

賦課限度額

区分	令和7年度	令和8年度	改定幅
基礎賦課分(医療分)	80万円	85万円	+5万円
子ども・子育て支援納付金分	-	2万1,000円	皆増
合計	80万円	87万1,000円	+7万1,000円

均等割額にかかる軽減判定の基準所得額等

正しく保険料を算出するためには、世帯主および同一世帯内の被保険者の方全員の前年中の所得申告が必要です。申告をしていない方は速やかにご申告ください。

均等割額軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額が下記の金額以下の世帯	
	令和7年度	令和8年度
7割軽減(※)	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	
5割軽減	43万円+30万5,000円×(被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+31万円×(被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
2割軽減	43万円+56万円×(被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+57万円×(被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

* (※)…基礎賦課分のみ7.2割軽減 * 令和8年度の納入通知書は7月中旬に発送します

広報こしがやの各記事は、市ホームページで詳細の確認や電子申請ができます。